

閲覧用

令和 7 年 6 月 25 日

第 6 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和7年 第6回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日（水曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員9名・農地利用最適化推進委員6名 合計15名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長

佐 藤 義 則

事務局係長

半 澤 壮 都

事務局主事

阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー

大 宮 廣 昭

事務局員

佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第3号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

議案第 5 号 大河原農業振興地域整備計画の変更について意見を求める件

○日程第 4 報告

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

○日程第 5 協議事項

協議事項 1 令和 7 年度農地等の利用の最適化に関する意見について

5. 会議概要

午前 9 時 54 分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思います。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和 7 年第 6 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしく願います。

○会 長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦勞様です。久々に大変議案の多い会議になりますので、一つあまり余計な事は言わないで、そしてまた前もって色々お話ししておりました、視察研修旅行の工程の方も 2 通り出来ましたので、後で会議が終わったら皆さんと協議をしていって、どちら方面に行きたいか賛否を取って、良い方に視察研修に行きたいと思しますので、よろしく願います。それでは大変多いので早速議事に入りたいと思します。よろしく願います。

○議 長 今日は全員出席という事でございますので、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をまずご報告致します。

次に日程第 1「会議録署名委員の指名」でございますが、大河原町農業委員会会議規則第 31 条の第 3 項の規定に基づきまして、7 番委員の鈴木勉委員と 8 番の松井誠子委員にお願い致します。

次に日程第 2「会期の決定」でございますけれども、会期の日程は本日 1 日としてよろしいでしょうか？お諮りします。（「はい。」の声あり。）

はい、大変ありがとうございます。異議なしという声がございますので、本日 1 日と決定させて頂きます。

続きまして日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案が第 1 号から第 5 号、そして報告事項及び協議事項となっておりますので、よろしく願います。それでは第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1 を上程致します。事務局お願い致します。

○事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1・西部地区。申請地と致しまして、字東桜町。地目が台帳宅

地、現況畑となっております。面積が 124.03 m²となります。その外 2 筆ございまして、合計 3 筆で 407.92 m²。理由と致しまして、譲渡人耕作不能のため相手方要望により売渡す。譲受人当該地を譲受け、自家消費目的で新規就農する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。対価総額又は賃借料は 1,000,000 円、10 アール当たり 2,450,000 円です。移転時期は令和 6 年 12 月 16 日。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。また理由書の提出がございます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は農業をする予定との事ではあり、耕耘機・草刈機もあり問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。野菜作り用として、取得面積等からみて十分管理できる範囲と思います。また現時点は既に綺麗に作物が植えてあり、周辺に支障を及ぼす恐れはないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題はないと思います。皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木 勉委員 すいません。この方は転入する予定という事ですけど、いつ頃転入するの？

○議長 はい、事務局いつ頃ですか？

○事務局係長 はい。譲受人はただ今 58 歳でございまして、定年のタイミングでこちらに引っ越す予定です。それまでは現状も耕作されているので大丈夫かなと。

○鈴木 勉委員 今もその方が耕作しているの？

○事務局係長 はい、そうです。

○鈴木 勉委員 畑は綺麗になっているけども、そうなの。

○議長 そういう事でございます。その農地というか畑で野菜作る様な感じ？

○事務局係長 そうですね。

○議長 そういう感じね。はい、佐藤委員。

○佐藤富男委員 いま耕作しているのも譲受人の方ですか？

○事務局係長 はい。

○鈴木 勉委員 わざわざ泉から来ているんだね。

○事務局係長 そうですね。

○鈴木 勉委員 機械はどこに預けてあるの？

○事務局係長 機械の保管場所までは訊いていませんでしたが、恐らくその近くにあるのかなと。

○鈴木 勉委員 結構広いからさ。

○事務局係長 すいません、ちょっとそこまでは。

○鈴木 勉委員 耕耘機とか近くにね。

○議長 あるのでしょうか。はい、そういう事でございます。他にございませんか？

(「なし。」の声あり。)

はい、ない様なのでこれから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、どうもありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、新寺字奥山。地目が台帳畑、現況が山林。面積が924㎡となります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売渡す。譲受人当該地を譲受け、農業経営の充実を図る。権利の設定又は移転の別と致しまして所有権移転。対価総額又は賃借料は90,000円、10アール当たり97,402円です。移転時期は許可後。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山 務委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は牧草で、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題はないので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木 勉委員 すいません。ケチを付けるわけじゃないですけど、ちょっと確認です。農機具の項目の中に「牛1,000頭」とありますが、1,000頭飼っているのは息子じゃないの？ちょうど俺が担当している時に所有権移転したんだね。それを息子なのか、譲受人本人なのかを確認した方がいい。

○事務局係長 分かりました。

○鈴木 勉委員 譲渡しているはず。

○議長 しているからね。事務局で確認の方をお願いします。

○事務局係長 はい。そちらは確認させて頂いて、訂正する所は訂正させて頂きます。(※農機具及び家畜の保有状況は世帯状況より引用していたため訂正なし)

○議長 はい、お願いします。その他何かございませんか？(「なし。」の声あり。)

はい。ない様ですので、これから採決を致します。第1号議案の進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号3に入りますが、私に関連がありますので進行を交代致します。よろしくをお願い致します。(会長、退席。)

○会長職務代理者 はい、進行を変えます。第1号議案・進行番号3を上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい、進行番号 3・金ケ瀬地区。申請地と致しまして、堤字角。地目が台帳及び現況が畑。面積が 860 m²となります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により贈与する。譲受人当該地を譲受け、農業経営の充実を図る。権利設定又は移転の別としまして所有権移転です。対価総額又は賃借料は無償（贈与）となります。移転時期又は契約期間が許可後になります。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は畑作で、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。（「ありません。」の声あり。）

ありませんか？質疑なしと認めます。これから採決します。第1号議案・進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成、進行番号3は許可相当と致します。進行を議長に戻します。（会長、着席）

○議長 はい、では進行を交代致します。次に進行番号4を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 4・金ケ瀬地区。申請地と致しまして、金ケ瀬字大橋。地目が台帳及び現況が田。面積が 517 m²となります。その外 5 筆ございまして、合計田 6 筆で 1,461 m²。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売渡す。譲受人当該地を譲受け、農業経営の充実を図る。権利の設定又は移転の別と致しまして所有権移転です。対価総額又は賃借料が 150,000 円、10 アール当たり 100,000 円になります。移転時期又は契約期間ですが許可後。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は以前よりこの土地を管理しております。問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。取得面積等からみて、当該農地を効率的に利用できる範囲だと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は当該農地を得て農業経営の充実を図るという事なので、問題はないと思います。皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

- 議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）
- はい。ありませんという事ですので、これから採決を致します。第1号議案・進行番号4について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。
- 続きまして第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、字広表。こちら地目台帳が畑、現況が雑種地となっております。面積が530㎡の内264.47㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。転用目的の施設概要と致しまして居宅1棟83.93㎡、駐車場3台です。工事時期が令和7年8月8日から令和7年12月8日までです。農地区分が第3種農地となっております。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表のコープと給食センターの間にある畑で、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。
- 次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字湯尻。地目が台帳及び現況が畑。面積が825㎡となっております。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光パネルを設置する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転です。転用目的の施設概要と致しまして太陽光パネル152枚。工事着手が許可日から令和8年3月31日になります。農地区分は第2種農地となっております。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は湯尻の堤跡に入った奥にある畑で、出入りは以前設置した太

陽光パネルがあるその隣にあたります。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺には田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくをお願いします。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方挙手をお願い致します。（「ないです。」の声あり。）

はい、ございませんという事ですのでこれから採決を致します。第2号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号3を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号3・西部地区。申請地と致しまして、字東新町。台帳及び現況が畑となっております。面積が294㎡です。理由と致しまして、譲渡人相手から要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転です。転用目的の施設概要と致しまして、居宅1棟72.92㎡。駐車場2台。工事時期と致しまして許可日から令和7年11月30日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局説明の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所はかわち医院の東側大槻薬局の隣にあり、平坦かつ区画整理されているので問題はありません。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑はありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくをお願いします。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

はい、ありませんという事ですのでこれから採決を致します。第2号議案・進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」を上程致します。また賃貸人が同じですので、進行番号1から35及び関連がある報告事項も併せて上程致します、事務局よろしくをお願いします。はい、鈴木委員。

○鈴木 勉委員 すいません、これ全部読み上げるのですか？音読説明はなしにして地区説明もまとめて、進行番号ずつ決を採ってもらえば良いかなと思います。再設定ですから。

○議長 その方がいいですね。ありがとうございます。採決もまとめましてそういう事でお願いします。

○事務局主事 はい、第3号議案に入る前に訂正箇所がございます。利用権の設定を請ける者の経営状況の部分で、進行番号1から35まで大豆播種機15台となっていますが、こちらの方大豆乾燥機15台の間違いでした。大変申し訳ございませんでした。

それでは第3号議案の説明に入らせて頂きます。「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」について、こちら改正により農業経営基盤強化促進法での契約が廃止され、変更となった賃借手続きとなります。進行番号1から35につきましてはすべて同耕作者の再設定案件ですので、事前にお配りしている事からこちらの方は省略させて頂きます。また報告第1号の進行番号1から6までも関連のある合意解約となっておりますので、こちらの方も併せて省略させて頂ければと思います。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりまして担当委員の説明は、事務局どうしますか？

○事務局係長 併せて。

○鈴木 勉委員 1個だけ読んでもらったら。

○議長 1個だけお願いします。はい、鈴木委員

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、譲り受け人は必要な農作業に常時従事できるか。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は麦・大豆等で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場が整備された地区もありますが、一般的な麦・大豆等を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の事から、今回の促進計画は地域計画達成に資するものと認められると考えますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の方から説明がございました。1から35まで皆さんの方から質疑があれば挙手でお願い致します。ないですか？（「なし」の声あり。）

ない様なので、これで採決を致します。再設定の案件でございますので、一括して採決を致します。第3号議案・進行番号1から35について、農地中間管理機構に進達する件でございますので、賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当とする事に致します。大変ありがとうございます。

次に進行番号36に入りますけれども、これも私に関連のある案件でございますので、進行を交代します。よろしくお願いします。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を変えます。第3号議案・進行番号36を上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい、進行番号36・西部地区・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、小山田字南。こちら地目台帳及び現況が田。面積が348㎡です。その外66筆ございまして、合計が田67筆で48,321㎡。利用権の種類は使用貸借権設定。内容が水田利活用。賃借の支払い方法は無償。

存続期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日。利用権設定を受ける者の経営状況は総会資料記載のとおりです。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。では高橋委員から。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、譲り受け人は必要な農作業に常時従事できるか。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えていることから、常時従事する事について問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から、今回の促進計画案は地域計画を達成すると認められると考えますので、皆様のご審議方よろしくをお願いします。

○会長職務代理者 はい、次に加藤委員。

○加藤照男委員 はい、ただ今の高橋委員と意見は同じであります。

○会長職務代理者 はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、私も高橋委員と同じ意見であります。以上です。

○会長職務代理者 はい、長山委員。

○長山 務委員 はい、同じなので省略させていただきます。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。（「ありません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決します。第 3 号議案・進行番号 36 について、許可相当とし中間管理機構に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。第 3 号議案・進行番号 36 は許可相当とし、中間管理機構に進達する事に致します。進行を変えます。（会長、着席。）

○議長 はい、ありがとうございます。進行に戻ります。

続きまして第 4 号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 1 項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございます。進行番号 1 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第 4 号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 1 項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」進行番号 1・西部・金ヶ瀬。申請地と致しまして、字西。地目台帳及び現況が田となっております。面積が 411 m²。その外 6 筆ございまして、合計田 7 筆、面積が 5,772 m²です。利用権の種類と致しまして、所有権移転。内容が水田利活用です。賃借支払方法ですが金納 1,000,000 円、反当 173,000 円です。宮城県中間管理機構は、譲渡人に所有権移転登記完了 30 日以内に手数料 1%を差し引き振込む。譲受人は、公告 30 日以内に指定口座に手数料 1.5%を加えて支払う。存続期間は公告の日。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、譲り受け人は必要な農作業に常時従事できるか。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えていることから、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺のほ場も稲作であり、特に支障はないと思われます。3、意見について。以上の要件から、今回の促進計画は地域計画の達成に資すると認められると考えます。皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願いします。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい。これについての質問ではないですが、先に読んだ第1号議案進行番号4は中間管理機構を通さずに売買していますけど、何かあったのですか？

○議長 はい、それでは事務局説明をお願いします。では大宮さん。

○中間管理事業マネージャー はい。第1号議案の4の件は、譲受人が認定農業者でないために3条の契約となります。今回の案件は、譲受人が認定農業者なので、促進計画に基づいての所有権移転となりますのでこの様な形となります。以上です。

○議長 はい、認定農業者になっていなかった。その違いだそうです。よろしいですか？

○高橋卓也委員 はい。

○議長 はい、他にございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい、なかったらこれから採決を致します。第4号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。

次に第5号議案「大河原農業振興地域整備計画の変更について意見を求める件」を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局次長 はい。（第5号議案について、資料を基に朗読説明。）

○議長 はい、いま変更の方の手続きの説明が事務局からありました。それでは皆さんの方から質疑があれば挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

ない様ですのでこれから採決を致します。第5号議案について、意見なしという事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

すいません、大変ありがとうございます。はい、松井委員。

○松井誠子委員 はい。意見という事ではなく、用地の交換について反対とかではないですけど、ちょっとお聞きしてもよろしいですか？（「はい。」の声あり。）

交換地になるというのは、アイリスオーヤマの入り口の向かい側になる果樹とか堆肥を捨てた土地を耕していた分、あの分全部という事になるのですか？

○議長 はい、事務局。

○事務局次長 全部ではなく牧草地の一部という様な事で伺って、果樹とか堆肥の部分は

○鈴木 勉委員 手前の果樹の所はなし。

○角田真由美委員 高良から事務所の立っている所までだね。牧草地になっている。

○松井誠子委員 牧草地になっている所の常に堆肥を入れて綺麗に耕している分ですよ？

- 事務局次長　そうですね。そこの分の土を、後で客土として中の倉に持って行くって話は伺っております。
- 松井誠子委員　持って行くならいですけど、折角良い土なのにそれを廃棄してしまう。埋め立ててしまうのはもったいないなと思ったので、お聞きしただけです。以上です。
- 事務局次長　客土という事で持って行くという様な事で伺っております。
- 議　　長　　畜産の方から一杯堆肥持って行って、何回もしていたからね。あそこの杉の木も伐採する事になるのかな？
- 事務局次長　そこの部分までは。
- 議　　長　　分からない？
- 事務局次長　そうですね。多分では言えないですけど。
- 議　　長　　切る様にはなるよね？
- 事務局次長　そうですね。使い方によっては。
- 松井誠子委員　新しく今度造成する子供たちの学校の畑に対して、それを持って行くのであれば、すごく良い土なので良いなと思いました。
- 議　　長　　はい、貴重なご意見ありがとうございます。
- はい、それでは続きまして協議事項の1番「令和7年度農地等の利用の最適化に関する意見について」に入りたいと思います。事務局説明をお願いします。
- 事務局係長　はい。(協議事項1について、資料を基に朗読説明。)
- 議　　長　　はい、ありがとうございます。いま事務局の方から色々説明がございました。皆さんの方からも、これについて色々気づいた点とかそういうのがあったら、事務局の方に連絡して頂いて進めて行きたいと思いますが、よろしくお願いします。はい、鈴木委員。
- 鈴木　勉委員　直接事務局に言っても？
- 議　　長　　直接わたしの所に言われても中々大変だから。
- 事務局係長　意見として挙げさせてもらうので。
- 鈴木　勉委員　ほ場整備する際の、多面的機能をやっていないとほ場整備出来ないって括りがあるのだけど、そうすると今後担い手の方が東部、大河原西もだけど、そこが今後一生出来なくなるのね。それを国としては廃止して、ほ場整備をして担い手の稲作が出来る様に配慮すべきだと思います。それは多面的機能をしていなくても、ほ場整備が出来る法改正が必要だという風に考えている。それは是非とも載せてもらいたいなと思います。そうしないと一生出来ないからね。担い手もいなくなって誰も出来なくなるから。
- 議　　長　　そうだね。
- 鈴木　勉委員　あとはやっぱり所得補償を絶対的にしてもらおう。そうしないとほんとになくなるよね。大きい農家になるのでしょうかけども、それはやっぱりしてもらわなくちゃ。多分アンケート調査で来ているのだからそれに載せてもらう様に。
- 議　　長　　はい、ありがとうございます。はい、課長。
- 事務局長　　今の件で多面的イコールほ場整備、国の方で今そういう風な流れでやってきているので、多面的が悪いものでもないの。
- 鈴木　勉委員　それは分かるけど、ただほ場整備が出来ないって法律になっているの。
- 事務局長　　そういう流れなので、町は多面的なりそういう何か担い手さんなり他の関係者を交えて保全隊を作るという事で。

○鈴木 勉委員 保全隊を作らないとだめだとなると難しいかな。

○事務局長 難しいですね。やっ和金ヶ瀬も出来たくらいなので。

○鈴木 勉委員 そうすると「今後は誰がやるのですか？」ってなる。

○事務局長 そういうのは広域的にやっていくとか、広域的な多面的っていったら格好いいですけど、大河原一つという事でやっていくとか、何かこうしていかなと。

○鈴木 勉委員 それがあるのはいいよ。ただある程度それ撤廃してもらって、ほ場整備をすれば草刈りだって何だって楽になるし可能なの。あとそれから高収益作物も俺はいらなと思う。だからその辺も高収益作物有り得ないと思う。大河原町とか田んぼで高収益は有り得ないと思うので、それは絶対的に書くべきかな。

○角田真由美委員 減反する事ないって。

○鈴木 勉委員 うん。だからその辺を考慮すれば、高収益作物はいらなのかなって。それは書いてやるべきだと思う。

○議長 その話になってくると私も色々一杯思いがあって、本当は色々お話しをしたいのですが中々出来ないの、本当に今の誰が考えてもこの先 15 年・20 年先になったら、この大河原町の農地を誰がするのかというのは自ずと分かりますが、それに伴って要するにいま鈴木委員が言った様に、そういうものをする事によって高収益作物を作るって条件付きですから、だからその辺の所が大変わたしも。

○鈴木 勉委員 法改正ならざるを得ないよ。大臣もそう言っているのだから。

○議長 そういう事でね、国会の方でも米の事で色々騒いでいるので、出来れば私は何とか減反政策を。

○鈴木 勉委員 これに書くのがだめなのであれば、何なのって。

○事務局次長 ほ場整備の条件を緩めるべきだという様な感じの、多面的とかそういうのも含めて、農業委員会の意見として出すという様な形で、事務局の方ではまとめたとは思いますが。

○鈴木 勉委員 よろしく。

○事務局次長 はい。あと所得補償の必要性。

○議長 この件については、私この前東京に行った時も、国会議員の先生の所で、その人に直接色々な話もしました。そして県に行ってもそういう話をしているから、だから例えば事務局の方にそういう問い合わせがあったら、「うちの会長がこういう事言っていました。」って言うてもらって結構ですから。私は言っています。何とかそういう風になってもらえたらありがたいなって、いま神頼みしている様なものです。はい、そういう事です。

○事務局次長 はい、そうですね。会長もこう言っていますので、こういう意見を出す機会を通じて農業委員会も出したいと思います。

○議長 よろしくをお願いします。協議事項の方はあと皆さんの方から何かありませんか？

(「なし。」の声あり。)

なかったらこれで質疑なしと認めまして、協議事項の 1 を終わりたいと思います。

その他皆さんの方から何かありませんか？ (「ありません。」の声あり。)

それでは本日の案件は全て終了しましたので、これで終わりたいと思います。

○事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 はい、今日は全ての案件を承認頂きましてご苦勞様です。これで会議を終わります。
ご苦勞様でした。（「ご苦勞様でした。」の声あり。）

午前 11 時 05 分 閉会

令和7年6月25日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



印

署名委員（7番委員） 鈴 木 勉



署名委員（8番委員） 松 井 誠 子



令和7年6月 第6回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）